

行政財産の使用許可の取消しと損失補償

第1 土地の賃貸借契約の解除

行政財産の目的外使用の許可（地方自治法第238条の4第7項。以下「行政財産の使用許可」という）、普通財産の貸付（地方自治法第238条の5第1項）と比較する前提知識として、土地の賃貸借契約の解除（民間の場合）について法令の定めを整理する。

なお、行政財産の使用許可については、地方自治法第238条の4第8項で「前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（略）の規定は、これを適用しない。」とされている。

1 民法

土地の賃貸借契約の解除について、民法は

次のとおり定めている。

(1) 期間の定めがない場合

期間の定めがない場合、賃貸人（地主）は「いつでも解約の申入れをすることができる」（民法第617条）。

(2) 期間の定めがある場合

期間の定めがある場合、賃貸人は、期間の満了前に解除することはできない。

期間が満了すれば、更新をしない限り、契約は終了するが、「賃貸借の期間が満了した後賃貸人が賃借物の使用又は収益を継続する場合において、賃貸人がこれを知りながら異議を述べないとき」は、更新したものと推定される（民法第619条）。

2 借地借家法

「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」（借地借家法第2条第1号）については、借地借家法（特別法）が民法（一般法）に優先して適用される。借地借家法は、土地の賃貸借契約の解除について、次のとおり定めている。

(1) 存続期間の定めがない場合

借地権の存続期間は30年（契約で30年以上とすることも可能）とされており（借地借家法第3条）、存続期間の定めのない借地権は想定されていない。

(2) 存続期間の定めがある場合

借地権設定者（地主）は、借地権の存続期

間の満了前に解除することはできない。

存続期間が満了すれば、更新をしない限り、契約は終了するが、①存続期間が満了する前に、借地権者が更新を請求するか、②存続期間が満了していても、借地権者が土地の使用を継続しており、更新を請求したときは、建物がある場合に限り、更新したものとみなされる（借地借家法第5条第1項本文、第2項）。更新請求に対して、借地権設定者が遅滞なく異議を述べれば、更新したものとみなされないが（借地借家法第5条第1項ただし書）、異議（更新拒絶）は、「正当の理由」がなければ述べることができず、「正当の理由」は、「借地権設定者及び借地権者（略）が土地の使用を必要とする事情のほか、借地に関する従前の経過及び土地の利用状況並びに借地権設定者が土地の明渡し条件として又は土地の明渡しと引換えに借地権者に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して」、その有無が判断される（借地借家法第6条）。「借地に関する従前の経過及び土地の利用状況並びに借地権設定者が土地の明渡し条件として又は土地の明渡しと引換えに借地権者に対して財産上の給付をする旨の申出」は、いわゆる立退料のことである。

なお、存続期間が満了し、更新がない場合、

借地権者は、借地上の建物の時価で買い取るよう請求することができる（借地借家法第13条第1項）。

第2 最高裁昭和49年2月5日判決

1 事案の概要

- (1) Y（東京都。上告人・被告）は、X（被上告人・原告）に対し、本件土地（1044坪。東京市（都）中央卸売市場築地本場の指定区域内にある行政財産）につき、「東京市条例昭和9年第37号東京市中央卸売市場業務規程」に基づき、次のとおり、行政財産の使用許可処分をした。
使用期間 定めなし。
使用目的 クラブ、レストラン、喫茶、料理及びこれに附随する事業を営むために建物を建築所有すること。
- (2) Xは、昭和24年末、本件土地の一部に建物（店舗。建坪55坪）を建築し、喫茶店等の営業を営んでいた。
- (3) 中央卸売市場への入荷が急激に増加し、市場としては本件土地を自ら使用しなれば入荷物や多数集合する市場関係者の混雑を防ぐことができなくなってきた等の理由から、Yは、昭和32年6月29日、「昭和23年東京市条例第147号東京市中央卸売市

場業務規程」を適用し、1044坪のうち960坪につき、同月30日限り、使用指定を取り消す旨、Xに対して通告した。

- (4) Yは、昭和32年9月22日、行政代執行法により、960坪上に存した建坪55坪の建物を、取消しをしない84坪上に移転し、960坪を回収した。

- (5) そこで、Xは、Yに対し、損失補償等を請求した。

2 原判決（東京高裁昭和44年3月27日判決）

原判決（一部認容）の判断は、次のとおりである。

- (1) 使用許可の取消しによりXが受けた土地の使用権の喪失という積極的損害は、特別の犠牲に当たるから、憲法第29条第3項に基づき補償がされるべきである。
- (2) 土地の使用権は、借地権と極めて相似するものであるから、補償金額は更地価格の60%が相当である。

3 判旨

- (1) 補償の要否、根拠法令
ア 国有財産法の類推適用
「本件取消がされた当時（昭和32年6月29日）の地方自治法および都条例にはこれ〔注：本件取消を理由とする損失補償〕に関する規

定を見いだすことができない。」「しかし、当時の国有財産法は、すでに、普通財産を貸し付けた場合における貸付期間中の契約解除による損失補償の規定をもうけ（同法24条）、これを行政財産に準用していた（同法19条）。」「国有であれ都有であれ、行政財産に差等はなく、公平の原則からしても国有財産法の右規定は都有行政財産の使用許可の場合にこれを類推適用すべきものと解する」（傍線は筆者による。以下同様）。

イ 期間の定めがない場合

「また、右規定は、貸付期間中の解除に関するものであるが、期間の定めのない場合であつても使用許可の目的、内容ないし条件に照らし一応の使用予定期間を認めうるときは、これを期間の定めのある場合と別異に扱う理由がないから、この場合にも前記規定の類推適用が肯定されてしかるべきである。」

ウ 小括

「本件使用許可は期間を定めないのであるが建物所有を目的とするものであるから、前叙のところに従い右類推適用が肯定されるべきである。」「したがって、本件損失補償については、これを直接憲法29条3項にもとづいて論ずるまでもないのである。」

(2) 補償の対象

ア 損失を受忍すべきとき

「前記国有財産法24条2項は「これに因つて生じた損失」につき補償すべきことを定めているが、使用許可の取消に際して使用権者に損失が生じて、使用権者においてその損失を受忍すべきときは、右の損失は同条のいう補償を必要とする損失には当たらないと解すべき」である。

イ 使用権の消滅

「公有行政財産たる土地は、その所有者たる地方公共団体の行政活動の物的基礎であるから、その性質上行政財産本来の用途または目的のために利用されるべきものであつて、これにつき私人の利用を許す場合にその利用上の法律関係をいかなるものにするかは、立法政策に委ねられているところと解される。」

「この点につき、（略）改正された地方自治法238条の4は、行政財産はその用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる旨規定したのであるが、同法施行前においては、右改正前の地方自治法213条1項が公有財産の管理、処分等については条例の定めに委ねていたところ、本件については、都条例においても「同旨の定めがされていたのである（なお、国有財産法18条参照）。」

「したがって、本件のような都有行政財産たる土地につき使用許可によって与えられた使用権は、それが期間の定めのない場合であれば、当該行政財産本来の用途または目的上の必要を生じたときはその時点において原則として消滅すべきものであり、また、権利自体に右のような制約が内在しているものとして付与されているものとみるのが相当である。」「すなわち、当該行政財産に右の必要を生じたときに右使用権が消滅することを余儀なくされるのは、ひつきよう使用権自体に内在する前記のような制約に由来するものということができるから、右使用権者は、行政財産に右の必要を生じたときは、原則として、地方公共団体に対しもはや当該使用権を保有する実質的理由を失うに至るのである。」

「その例外は、使用権者が使用許可を受けるに当たりその対価の支払をしているが当該行政財産の使用収益により右対価を償却するに足りないと認められる期間内に当該行政財産に右の必要を生じたとか、使用許可に際し別段の定めがされている等により、行政財産についての右の必要にかかわらず使用権者がなお当該使用権を保有する実質的理由を有すると認めるに足りる特別の事情が存する場合に限られる」。

ウ 結論

「それゆえ、被上告人は、むしろ、上告人に対し、本件行政財産についての右の必要のもとにされたと認めうる本件取消によって使用権が消滅することを受忍すべき立場にあると解されるから、被上告人が本件取消により土地使用権の喪失という積極的損失を受け、この損失につき補償を必要としたとした原判決の判断は、さらに首肯しうべき事情のないかぎり、これを是認することができない」。

第3 実務上の検討①

1 補償の要否、根拠法令

(1) 本最高裁判決

国有財産法第24条は、国の普通財産の貸付（で貸付期間の定めがある場合）について、第1項で、「普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、その契約を解除することができる。」とし、第2項で、「前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによつて生じた損失につき当該財産を所管する各省各庁の長に対し、その補償を求めることができる。」と定め、同法第19条が、これを国の行政財産の使用（で使用期間の定

めがある場合）に準用するとしている。

本最高裁判決は、地方公共団体の行政財産の使用（で使用期間の定めがある場合）についても、国有財産法の補償の規定が類推適用されるとしたものである。

そうすると、地方公共団体の行政財産の使用（で使用期間の定めがある場合）についても、その使用許可の取消し（講学上の撤回）をした場合は、（憲法第29条第3項ではなく）国有財産法第19条・第24条第2項の類推適用により、それによつて生じた損失を補償しなければならぬことになる。

(2) 現在

もつとも、現在では、地方自治法第238条の5が、第4項で「普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。」とし、第5項で「前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによつて生じた損失につきその補償を求めることができる。」と定め、地方自治法第238条の4第5項がこれを行政財産の「貸付」に準用すると定めており、地方自治法に国有財産法と同様の規定がある。

そうすると、現在では、地方公共団体の行政財産の使用（で使用期間の定めがある場合）について、その使用許可を取り消した場合、地方自治法第238条の5第5項（及び地方自治法第238条の4第5項）の類推適用により、使用許可の取消しによつて生じた損失を補償しなければならないということになる。

(3) 使用期間の定めがない場合

本最高裁判決は、使用期間の定めがない場合について、「使用許可の目的、内容ないし条件に照らし一応の使用予定期間を認めうるときは、これを期間の定めのある場合と別異に扱う理由がないから、この場合にも前記規定（注…国有財産法第19条、第24条）の類推適用が肯定されてしかるべきである。」としている。

そうすると、使用期間の定めがない場合でも、「使用許可の目的、内容ないし条件に照らし一応の使用予定期間を認めうる」ときについては、前記(1)及び(2)で述べたことがそのまま妥当することになる。

これに対して、使用期間の定めがない場合で、「使用許可の目的、内容ないし条件に照らし一応の使用予定期間を認めうる」ときでない場面、及び使用期間の定めがない場合で、「使用許可の目的、内容ないし条件に照らし

一応の使用
予定期間を
認めうるこ
き」であつ
ても、その
使用予定期
間満了後の
場面につい
て、本最高
裁判決は直
接言及して
いない。
公用若し
くは公共用
に供する必
要が生じた
ため、行政
財産の使用
許可を取り
消す場合に
おける補償
の要否につ
いて整理す
ると、図表
のとおりに
なる。

図表 補償の要否

		本最高裁判決		現在	
使用期間の定めがある場合	使用期間中	要	国財法19・24Ⅱの類推	要	自治法238の5Ⅴの類推
	使用期間満了後	言及なし		(否)	通常は特別の犠牲なし
使用期間の定めがない場合	一応の使用予定期間を認めうる時	要	国財法19・24Ⅱの類推	要	自治法238の5Ⅴの類推
		言及なし		(否)	通常は特別の犠牲なし
	そうでないとき	言及なし		(否)	民法617参照

2 補償の対象

補償の対象として考えられるものには、使用権の消滅自体（使用権の価値）、物件の移転費、営業損失などがあるが、補償が必要とされる場合に、何が補償の対象となるのか（補償の内訳）が問題となる。

本最高裁判決は、使用権者が受忍すべきものは、国有財産法第24条第2項の「これによつて生じた損失」には当たらず、補償の対象とはならないとした上で、行政財産の使用許可による使用権は、「それが期間の定めのない場合であれば、当該行政財産本来の用途または目的上の必要を生じたときはその時点において原則として消滅すべきものであり、また、権利自体に右のような制約が内在しているものとして付与されているもの」であり、「当該行政財産に右の必要を生じたときに右使用権が消滅すること余儀なくされるのは、ひつきよう使用権自体に内在する前記のような制約に由来するもの」であるから、Xは、「本件行政財産についての右の必要のもとにされたと認めうる本件取消によって使用権が消滅することを受忍すべき」であるとして、使用権の消滅自体は、原則として、国有財産法第24条第2項の「損失」には当たらず、補償の対象とならないとした。

なお、本最高裁判決も、例外的に使用権の

消滅自体が補償の対象となる場合を認めており、①「使用権者が使用許可を受けるに当たりその対価の支払をしているが当該行政財産の使用収益により右対価を償却するに足りない」と認められる期間内に当該行政財産に右の必要を生じた」場合、②「使用許可に際し別段の定めがされている等により、行政財産についての右の必要にかかわらず使用権者がなお当該使用権を保有する実質的理由を有すると認めるに足りる特別の事情が存する場合」を挙げている。

このように、本最高裁判決は、使用権の消滅自体について、原則として補償の対象とならないとしたが、その他の損失（物件の移転費、営業損失など）についてはどうか。この点について参考となる裁判例として、東京高裁昭和50年7月14日判決がある。

第4 東京高裁昭和50年7月14日判決（判例時報791号81頁）

1 事案の概要

(1) Y（東京都。被控訴人・被告）は、X（控訴人・原告）に対し、東京市（都）中央卸売市場築地本場の指定区域内の土地（都有行政財産）につき、次のとおり、行政財産の使用許可をした。

使用期間 1年（物件によって6月、3月）

使用目的 駐車場用地

- (2) Yは、所定の使用期間満了に際しその期間を更新せず、主として市場の狭隘化に伴う効率的運営の見地から、土地の返還を請求した。

- (3) そこで、Xは、Yに対し、損失補償を請求した。

2 判旨

(1) 補償の要否、根拠法令

ア 「本件取消の通知がされた当時の地方自治法(略)238条の4および5によると、普通財産については、補償の規定がもうけられているが、行政財産については、これがもうけられていない。」

「しかし、地方自治法のあとで制定された国有財産法では、国有財産に関して、普通財産を貸し付けた場合における貸付期間中の契約解除について損失補償の規定がもうけられていて(同法24条)、これを行政財産についても準用しており(同法19条)、国有であれば行政財産であることに本質的に変わりがなく、また、右規定は、貸付期間中の解除に関するものであるが、期間に定めのない場合であっても使用許可の目的、内容ないし条件に照らし一応の使用予定期間の認めうるときは、これを期間の定めのある場合と別

異に扱う理由はないから、国有財産法の補償の規定は、都有行政財産にも類推適用されるべきであり、都有行政財産を公用もしくは公共用に供するために使用許可を取消したときは、取消によって生じた損失を補償すべきである」と解される(許可条件等に違反する帰責事由がありこれを理由に使用許可が取消されたときに、損失補償の必要のないことはもとよりのことであり、また、使用許可にあたり取消によって生じた損失を補償しないことを定めていても、右附款は右立法の趣旨に反するもので、無効である。)」

「従って損失補償について、直接憲法29条3項にもとづいて論ずることは必要でない(最高裁第三小法廷昭和49年2月5日判決・民集28巻1号1頁参照)。」

イ そして、「本件使用許可は、期間の定めのないものではあるが、中央卸売市場の業務の継続に伴ない各物件の使用を予定していたものであり、また、控訴人の帰責事由を理由に使用許可が取消されたものではないから、前叙のとおり、使用許可の取消について損失補償の規定が類推適用されるべきである。」

「なお、被控訴人は、控訴人と被控訴人間において本件各物件の使用許可の取消に際して損失補償を一切しないとの合意をなしている」と主張するが、右合意を認めるに足りる証

拠はない。」

(2) 補償の対象

「右国有財産法の補償規定によると、使用許可の取消に「因って生じた損失」を補償すべきことを定めている(同法19条、24条)。それで、補償をすべき損失の対象・範囲は、使用権の性質と取消理由の相関関係から合理的に解釈すべき問題である。行政財産の使用許可の取消に際して使用権者に損失が生じても、使用権者においてその損失を受忍すべきものについては、当該損失は、補償を必要とする損失にあたらないことはいう迄もない。」

「行政財産の使用許可を受けたものは、行政財産について一定の使用権を有し、使用許可の取消によって右使用権を喪失し使用権の経済的価値相当の損失を受けるのであるが、行政財産について本来の用途または目的上の必要が生じ使用許可が取消された場合は、右使用権は借地権と異なり本来行政財産に由来する内在的な制約を伴っているものであるから、右使用許可の取消によって使用権を喪失したことによる右損失については、一般的にこれを受忍すべき立場にあるといえる。そして、右行政財産の使用許可の取消に基づく法律関係は、これを借地権の更新拒絶(借地法4条、6条)または借家権の更新拒絶、解

約申入（借家法2条）と比較してみると、両者は制度の構成を異にしており、後者の場合には、拒絶ないし解約理由としての正当事由が厳格に絞られていて、正当事由を充足する事実がなければ借地権または借家権の消滅が正当視されないことになっていて、私権間の調整がはかられており、そこになら補償の問題を残さない法律構成が採られているのであるが、前者の場合には、行政財産の上に使用権を設定するものではあるので、公共の必要があるときには原則として使用権を消滅できるとするが、それは、公共の使用を理由として一たん付与した使用許可を取消し、公共の利益のために個人の利益（財産権）を犠牲にするものであるので、取消に伴ない相手方にその責に帰すべき事由に基づかない特別の犠牲を強いるような場合には、この特別の犠牲に対しては全体的な公平負担の見地から正当な補償を行ない利益調節を行なうべきものとし、これによって右法律関係の変動を正当視しようとしているものである（換言すると、公法上の損失補償は、適法な公権力の行使によって強要された特別の犠牲に対し、これを全体の負担に転嫁する法技術が採られている制度である。）。

「それで、使用許可が取消された場合、使用許可の取消の受忍義務があるため、常に、

使用権の価値相当の損害受忍義務があるというわけではなく、特別の犠牲がある場合には、右取消による使用権の価値相当の損失補償を求めることができるものというべきである。特別の犠牲の例としては、使用権者が使用許可を受けるにあたりその対価の支払いをしているが当該行政財産の使用収益により右対価を償却するに足りない認められる期間内に右取消がされたとき、その他経済上使用権の設定の対価と評価されるような経済的負担をしたにも拘らず、その投下資本が回収されないものでこれを補償するのが公平と考えられる場合、使用許可にあたり別段の定めがされている場合等が挙げられる」。

「もっとも、右使用許可の取消によって使用権の価値そのものの以外の損失、たとえば、建物・工作物の移転費、営業損失、整地費等について損失を受けているときには、その損失について補償を求めることができるものと考え（右最高裁判決参照）」。

(3) 各損失

ア 物件補償

建物（イ）については、「右取消は、右建物について投下した対価を償却するに足りない期間内に返還を求めたものであるので、その損失補償をすべきである。」なお、「建物は

被控訴人が昭和35年9月30日控訴人から寄附を受け被控訴人の所有となっている」ことについては、「控訴人の右寄附は、控訴人に使用許可が継続されることを前提としていたことが明らかであるから、被控訴人が寄附を受けているからといって、補償の義務を免れるものではない。」

建物（ロ）については、「建物は、使用許可の取消にもとづき控訴人において自ら収去したもの」であっても、「控訴人は右建物について投下した対価を償却するに足りない期間内に移転を求められたものであるので、被控訴人は補償の義務を免れない。」

補償額については、「右補償額は、一般には、移転した場合は移転費用を限度とすべきであり、明渡した場合は使用許可の取消時の時価（中古価額）を限度とすべきである。しかし、本件では控訴人をして従前の建物と同程度の建物を取得所有するに必要な費用を補償するのが相当である」。

イ 営業補償

「その間約1年間にわたって営業所の移転その他右のような事情で営業に相当な支障をもたらし、営業利益の低下をきたしたことが窺知され、〈証拠判断省略〉。そうすると、控訴人は本件各物件の返還にともない営業を完全休止してはいないが、右営業利益低下によ

る損失の補償を求めることができる。」

ウ 立退補償

「立退補償に関する控訴人の請求は、本件駐車場用地等について使用権を有していたことを前提とし、この使用権を喪失したとして、当該土地の時価の50%にあたる補償を請求しているものであるが、前述のとおり、控訴人の右使用権は使用許可の取消により消滅に帰しているものであり、そして、右使用権の消滅による使用権の経済的価値相当の損失は、行政財産の使用権に内在する制約として特別の事情のないかぎり補償を求めることはできないものである。」

なお、「控訴人が使用権を有していた市場内の土地には現実に利権（営業権）が生じていてそれが実際に高価な価額で取引されているという事情を述べているのであるが、この事情も、借地権の取引にあたって支払われている権利金の授受とは異なるものであり、かかる実情自体も前示使用権の性質に鑑み法律上の保護に価するものとはいえないので、控訴人の本件使用権を借地権と同様に評価することはできないというべきである。」

第5 実務上の検討②

1 補償の要否、根拠法令

補償の要否、根拠法令について、本高裁判

決は、本最高裁判決を基本的に踏襲しているといえるが、次の判示には留意する必要がある。

(1) 「行政財産の用途又は目的以外の使用にあつては、その期間はなるべく短い期間とすることが望ましい。通常1年以内を原則とし、著しく実情に沿わない場合に限り、適宜必要の程度に応じて期間を延長することが適當である。」（松本英昭『新版 逐条地方自治法 第3次改訂版』976頁）と

されており、実務上は、使用期間を1年間（年度毎）と定めている例が少なくない。本件使用許可でも1年（物件によつて6月、3月）の使用期間が定められていたが、本高裁判決は、「本件使用許可は、期間の定めのないもの」とした。

このことについて、本高裁判決は、「使用期間の定めが形式的にあるからといって、期限到来によつて法律関係が当然に消滅するというものではなく、本件各物件について使用許可によつて与えられた使用権は、貸付期間について期間の定めがないものとみるのが相当である。」としている。

(2) 実務上は、例えば水道事業において、行政財産（土地・建物）使用許可決定通知書の様式に、「使用中でも当市水道管工事のため、または用地の維持管理上必要があるときは、許可の取消しまたは変更を命じる

ことがある。それに伴う費用の一切は、原形復旧を含め申請者の負担とする。」と不動文字で記載されているように、補償のないことが行政財産の使用許可の条件（附款）とされている例がある。

このことについて、本高裁判決は、「使用許可にあたり取消によつて生じた損失を補償しないことを定めていても、右附款は右立法〔注…国有財産法第19条、第24条〕の趣旨に反するもので、無効である」としている。

(3) 実務上は、行政財産の使用許可では、補償がないことを条件としつつ、使用料（地方自治法第225条）を民間賃料よりも安価に設定している例があり、このことは、当事者間で補償をしないことの合意が成立しているということにならないのか。

原判決が入手できないため、被控訴人の主張の具体的な内容を確認することはできないが、本高裁判決は、「被控訴人は、控訴人と被控訴人間において本件各物件の使用許可の取消に際して損失補償を一切しないとの合意をなしていると主張するが、右合意を認めるに足りる証拠はない。」としている。反対解釈すると、真意に基づく合意があり、その証拠（合意書）が存在すれば、補償を要しないことになる余地もある。

2 補償の対象

補償の対象についても、本高裁判決は、本最高裁判決を基本的に踏襲しているといえ、立退補償については、使用権の消滅自体の補償であるから、補償の対象とならないとしている。そして、このことは、「現実に利権（営業権）が生じていてそれが実際に高価な価額で取引されているという事情」があっても変わらない。

これに対して、物件補償、営業補償については、補償の対象となるが、物件補償については、次の判示には留意する必要がある。

(1) 建物はXから寄附を受けYの所有となっているが、本高裁判決は、「被控訴人が寄附を受けているからといって、補償の義務を免れるものではない。」としている。

(2) 建物はXにおいて自ら収去済みであるが、本高裁判決は、「被控訴人は補償の義務を免れない。」としている。

(3) 物件補償の補償額について、本高裁判決は、一般に「移転した場合は移転費用を限度」とし、「明渡した場合は使用許可の取消時の時価（中古価額）を限度」とするが、「控訴人をして従前の建物と同程度の建物を取得所有するに必要な費用」になる場合もあるとしている。

コラム 十任十色

介護移住

月初めの日曜日なので句会に出かけた。

県庁の仲間が中心の小さな集まりである。当初は現役や地域の俳句好きなどもいて賑やかだったが、若い人には余裕がないのか文化的に合わないのか、年寄りばかりになってOB会さながらである。

それでも、毎月10人を超える出席者と同じくらいのメール投稿があった。それも、ひとえに主宰者の正岡さんの存在があるからだ。全国規模の結社の同人で的確な論評と面倒見の良い人柄とで頼りにされていた。句会の後の「一杯やる会」もまた楽しみであった。論評とは打って変わって洒脱で軽妙な語り口なのだ。かつての鬼の総務部長の面影などかけられない。正に、俳句の勉強と笑いの会なのだ。俳句は下手の横好きながらも、部下だった桑山はこの飲み会の幹事をしていた。

それが、突然「しばらく休会のお願い」の葉書が来た。聞けば、階段で転倒骨折して入院したという。1週間ほどで退院できたが杖が手放せない。奥方の介護もままならない。認知症があるので目が離せないらしい。「いやあ、怪談（カイダン）は怖いねえ。君も階段には木（キ）を使って手すりを付けなさいね」と、ユーモアとダジャレは健在だ。

正岡さんは杖を突いて最愛の奥様の介護をしながらも精力的に動いた。当初からの仲間と、誰か論評を替わってくれないかと相談もし、候補者探しにも奔走したが、適当な人が見つからなかった。正に、

余人をもって代えがたいのだろう。

そして二月たったある日、「移住のお知らせ」が届いた。

「齢90歳を超えて思うような動きができなくなりました。妻の介護もあり、この度、下記住所に移住しました。俳句の会を今しばし休会せざるを得ません。思えば、40年もよく続けられました。皆さまの御尽力のおかげです。今後どのような形で再開できるか。体調を診ながら考えます」

落ち着く頃合いを待って、見舞いに出かけた。県庁裏の山の手から海辺の漁師町へ移ったという。思ったより遠くて、確かに転居というより移住に近いかもしれない。最寄り駅からはバス便もあったが、天気が良いので歩いてみた。30分ほどかかった。山道を辿り、畑やブドウ園を抜けると、どんといきなり海に出た。小さな漁港を回ると丘の上にマンションがあった。介護ケア付きホームだ。

マスクをして施設に入る。受付で体温や体調確認した後、正岡さん夫婦が迎えに来てくれて部屋に案内された。大きな窓から海が見える。土産の菓子を、「懐かしいな。県庁前の和楽堂だ」と喜んでくれた。

「桑山君、春の海で一句どうだい」と早速だ。…「どうも、ひねもすのたり、しか…」。「昼寝かなとくれば、あなたのことね」。奥様の茶々に「今日は久しぶりに元気なようだ」と正岡さんは目を細めた。

（新戸 拓）